

(様式4)

【その他報告】 No. 1

件名	新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について
担当	総務部
概要	<p>(経緯)</p> <p>7月8日 国において大阪府に対するまん延防止等重点措置期間延長を決定 (7月12日～8月22日)</p> <p>7月12日 令和3年第10回教育委員会定例会</p> <p>7月30日 国において大阪府に対する緊急事態宣言発出を決定 (8月2日～31日)</p> <p>第56回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 緊急事態宣言発出時の大阪府の対応決定</p> <p>7月31日 第28回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 緊急事態宣言発出時の本市対応確認</p> <p>8月17日 国において緊急事態宣言発出期間延長を決定(～9月12日)</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の感染レベル3に応じた対応(感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行わない)・夏季休業中の放課後児童対策等事業についても、準じた対応を実施。・部活動は感染対策を徹底したうえで実施し、感染リスクの高い活動は原則実施しない。・部活動前後での生徒同士による飲食を控え、更衣時に身体的距離を確保。・学校施設開放事業は、夜間(17時以降)は実施しない。・図書館は館内閲覧席や滞在時間に制限を設け開館。